

# 談 等 の ご 案 内

税理士会からのお知らせ



税理士会朝霞支部では還付申告相談と  
申告書の作成指導を無料で行います。

対象者	平成28年分の給与および年金収入が800万円以下で次に該当する方 ●給与所得者で、医療費控除を受ける方 ●年の途中で退職された方（退職所得のある方は除く）で年末調整がお済みでない方 ●公的年金を受給されている方 ※給与または年金以外の所得がある方は、受け付けできません。	
会 場 ・ 日 時	にいざほっとぶらさ（新座市東北2-36-11） （東武東上線志木駅南口：新座市生涯学習センター4階）	税理士会朝霞支部区域内の 各税理士事務所
	2月6日(月)～10日(金) 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分 ※駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。 初日および2日目は大変混雑します。混雑時は対応できない場合もあります。出来るかぎり午後の時間帯をご利用ください。 生涯学習センターの開館は午前10時からです。10時前の受付等はできませんのでご了承ください。	2月1日(水)～15日(水) 平成28年分の給与および年金収入が600万円以下の方が対象です。 ※ご希望の方は、事前に税理士会朝霞支部事務局(☎465-0025)へ電話連絡のうえ、ご利用ください。
必要な書類等	●給与所得者…平成28年分の「給与所得の源泉徴収票」の原本 ●年金所得者…平成28年分の「公的年金等の源泉徴収票」の原本 ●医療費控除を受ける方…平成28年中に支払った医療費の明細書、支払った医療費の領収証の原本（あらかじめ集計計算をしておいてください） ●生命保険料控除を受ける方…平成28年分の控除証明書の原本 ●地震保険料控除（旧長期損害保険料を含む）を受ける方…平成28年分の控除証明書の原本 ●社会保険料控除を受ける方…平成28年中に支払った保険料の金額がわかるもの（国民年金保険料の場合は平成28年分の控除証明書の原本） ●印鑑 ●預貯金の口座番号等（申告者名義）がわかるもの ●昨年申告した確定申告書の控え ※上記のうち該当するものを必ずご持参ください。	
問	税理士会朝霞支部事務局 ☎465-0025 FAX468-1043 ※税理士会朝霞支部では毎週水曜日に無料税務相談を実施しています。詳しくは事務局へご連絡ください。	

## 「中学生の税についての作文」受賞者

平成28年度朝霞税務署管内の「中学生の税についての作文」の各賞の受賞者が決定しました。

表彰	中学校名	学年	氏名
埼玉県税務連絡協議会会長賞	朝霞第二中学校	3	中山 未悠 さん
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	朝霞第二中学校	3	原 美咲 さん
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	朝霞第二中学校	3	宇貴 真布 さん
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	朝霞第一中学校	3	柳沢 はるか さん
朝霞税務署長賞	朝霞第四中学校	3	陰山 柚貴 さん
埼玉県朝霞県税事務所長賞	朝霞第二中学校	3	大久保 利哉 さん
埼玉県租税教育推進協議会会長賞	朝霞第二中学校	3	宮村 璃奈 さん
朝霞市長賞	朝霞第二中学校	3	内田 愛梨 さん
朝霞税務署管内納税協力団体協議会会長賞	朝霞第二中学校	3	尾宮 優月 さん
関東信越税理士会朝霞支部長賞	朝霞第五中学校	2	小林 彩実 さん
朝霞市教育委員会教育長賞	朝霞第四中学校	3	有松 大地 さん



税務署からののお知らせ

# 確定申告相

平成28年分の所得税・個人消費税・贈与税の確定申告書の受け付けは、

**「2月16日(木)から3月15日(水)まで(土・日曜日を除く)」**です。

国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます



書面で印刷して送付、e-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

※平成28年分の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。

※郵送で提出する際には、申告される方の本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)の写しを添付(同封)してください。

※国税庁ホームページを利用する場合には、夜間や休日でも申告書作成が可能なほか、入力方法等について電話で個別にサポートします。

確定申告

検索

「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問、ご相談は、まずは電話でお問い合わせください。

**【作成コーナーのパソコン操作などに関する問い合わせ】**

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

受付時間：月～金曜日(祝日および平成28年12月29日(木)～1月3日(火)を除きます)

## 確定申告会場の開設期間について

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

なお、平成29年1月末日までは個別相談について「事前予約制」としています。事前に朝霞税務署に電話のうえ、相談日時を予約してください。やむをえず予約なしで来署される場合には、長時間お待ちいただくことがあります。

申告会場／朝霞税務署 1階(本町1-1-46)

開設期間／2月16日(木)～3月15日(水)

土・日曜日を除きます。ただし、2月19日と26日の日曜日に限り開場します。

午前8時30分から受け付けを開始します。

※1 相談には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。また、会場の混雑状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります。

※2 確定申告会場は大変混雑するため、例年、来署してから手続きが終了するまで、平均90分(最大2時間超)の時間を要しています。

※3 確定申告時期の税務署駐車場は大変混雑します。来署される際は、公共交通機関をご利用ください。

## 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、**所得税の確定申告書を提出する必要はありません。**

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以降は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないことになりました。

## 国税の納税は便利・安全・確実な口座振替を!

・納税をすっかり忘れることなく、振替日にご指定の預貯金口座から自動的に引き落とされます。

・税務署などの窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。

・一度手続きをすれば、継続して利用できます。

手続方法／「預貯金口座振替依頼書」(金融機関への届出印の押印が必要)を朝霞税務署または金融機関へ提出してください。

※「預貯金口座振替依頼書」は、税務署で配布しているほか、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

口座振替に関する問／朝霞税務署管理運営部門 ☎467-2945

確定申告書の提出などに関する問／朝霞税務署 ☎467-2211(代表) ※自動音声でご案内します。

郵送での提出先 〒351-8601 朝霞市本町1-1-46 朝霞税務署 個人課税部門宛て